

北しりべし定住自立圏について

～魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域～

1 はじめに 一定住自立圏構想の取組とその背景

取組の背景

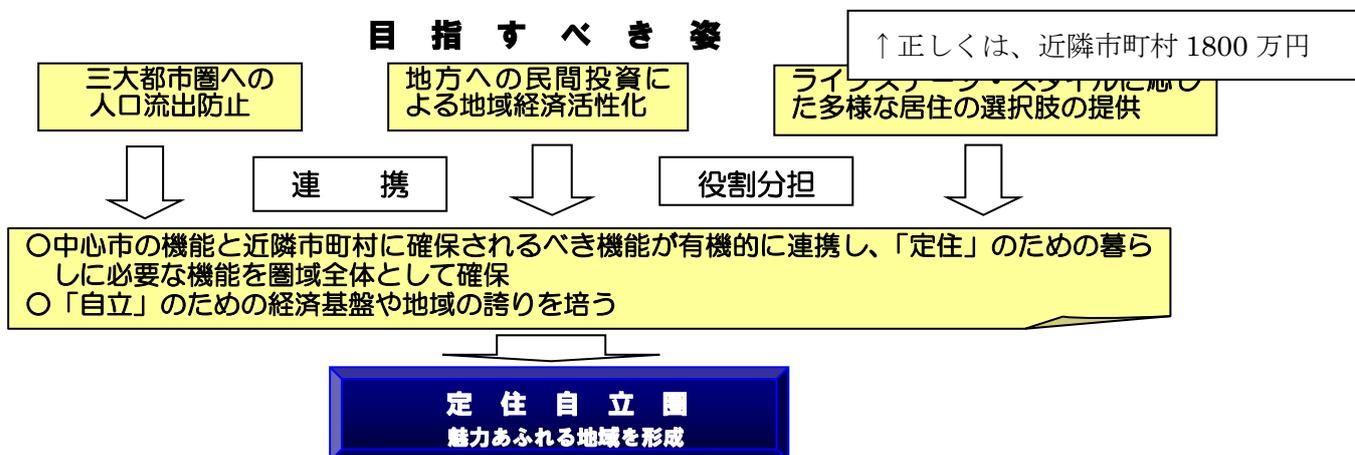
(1) 地方の厳しい現状

少子・高齢化、人口減少、経済・産業の衰退、厳しい財政状況などにより、一定の行政サービスの維持が難しくなっています。日本の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれ、三大都市圏も地方圏も減少するという「過密なき過疎」の時代が到来し、地方の将来は極めて厳しい状況にあります。

(2) 定住自立圏構想とは

定住自立圏構想は、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを創出するため、中心市の指定を受けた市とその近隣市町村が連携・役割分担し、住民にとって必要な機能を確保しつつ、地域の自立性を高め、住みよい魅力ある地域を形成し圏域全体の活性化を図ることを目的とする、総務省が定める「定住自立圏構想推進要綱」に基づく取組です。

(財政措置：特別交付税 中心市8,500万円 近隣市町村 1,500万円)



2 定住自立圏の形成

(1) 中心都市宣言

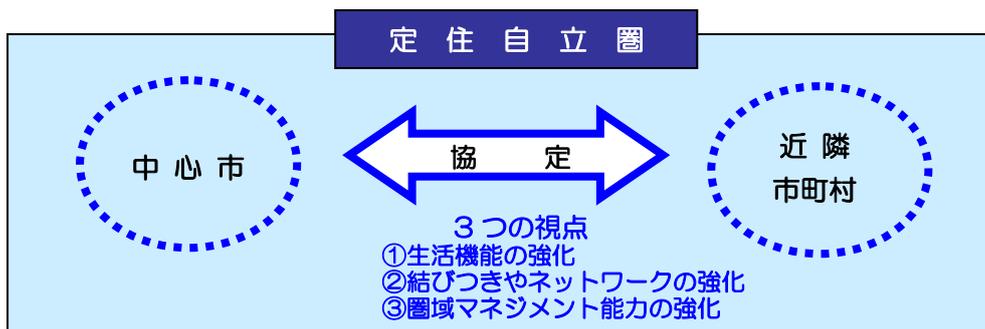
- ・中心市の要件 (①人口5万人程度以上 ②昼間人口割る夜間人口が1以上 ③3大都市圏外)
- ・宣言書の公表 (内容：都市機能の集積状況、都市機能の利用状況、連携を想定する取組など)

(2) 定住自立圏形成協定

- ・中心市と近隣市町村が1対1で議会の議決を経て締結

(3) 定住自立圏共生ビジョン

- ・圏域の将来像や推進する具体的取組を記載
- ※総務省が定める要綱に連携する具他の事項について明記



3 北しりべし定住自立圏の形成と共生ビジョンの目的

人口減少や少子高齢化が進む北後志圏域において、当該圏域における共通の課題解決に向けて、中心市の小樽市が、圏域の将来像や定住自立圏形成協定に基づき、近隣5町村（積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）との間で連携や協力を行い、医療や福祉、交通など、定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、産業振興を通じて自立に必要な経済基盤の整備を促進し、圏域全体の活性化や利便性の向上を図るために推進する具体的な取組等を明らかにするものであります。



<北しりべし定住自立圏構成市町村>

<これまでの経過>

平成 21年 9月	小樽市が中心市宣言
22年 3月	各市町村議会において定住自立圏形成協定締結について議決
4月	小樽市と北後志各5町村とが1対1で協定を締結
11月	「北しりべし定住自立圏共生ビジョン」策定
27年 3月	「第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン」策定
令和 2年 3月	「第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョン」策定

4 共生ビジョンの期間

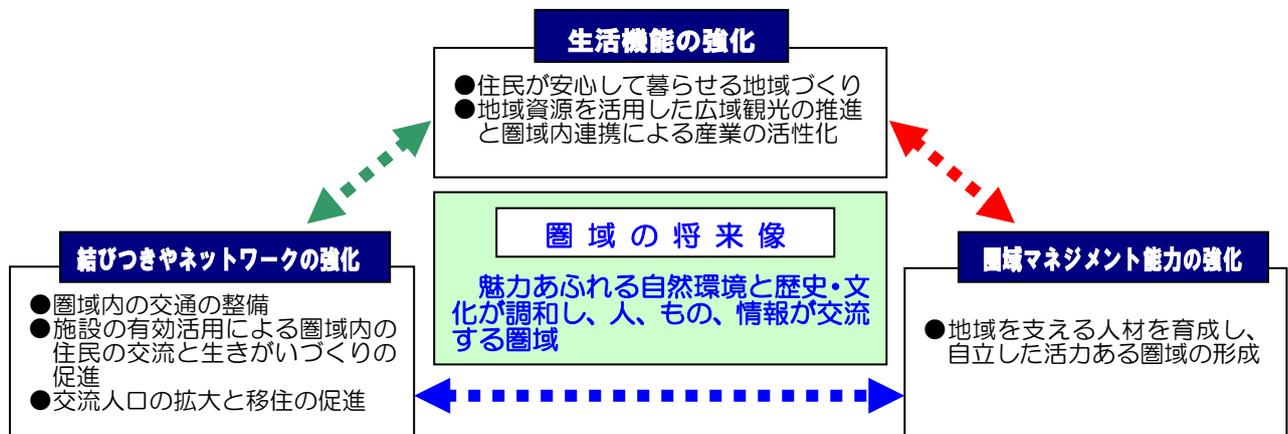
- 第1次 平成 22年度～平成 26年度（5年間）
- 第2次 平成 27年度～平成 31年度（5年間）
- 第3次 令和 2年度～令和 6年度（5年間）

5 圏域の概況と課題

圏域全体の人口は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。令和6年1月1日現在、高齢化率の全国が28.8%、北海道が32.8%となっている一方、圏域の高齢化率は41.5%となっており、全国を大きく上回っている状況です。

今後、圏域の活性化を図っていくためには、(1)地域医療体制の確保、(2)若者が地域に定着する仕組み、(3)高齢者などが安心して生活できる環境、(4)住民の交流を促すための情報共有、(5)圏域一体での産業の活性化、(6)歴史や地域資源を活用した広域観光の推進、(7)地域づくりを担う人材の育成、などが課題となっています。

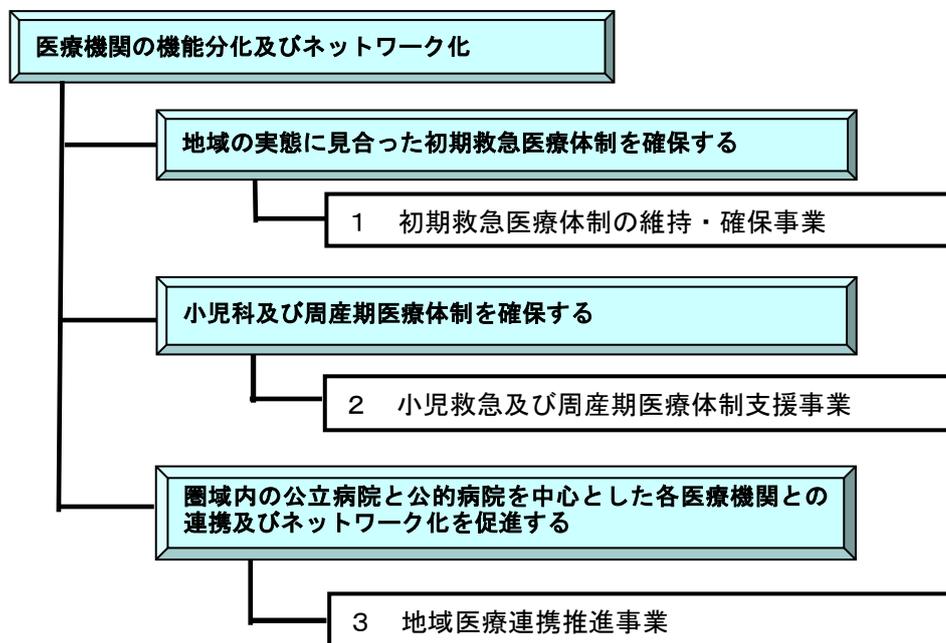
6 圏域の将来像



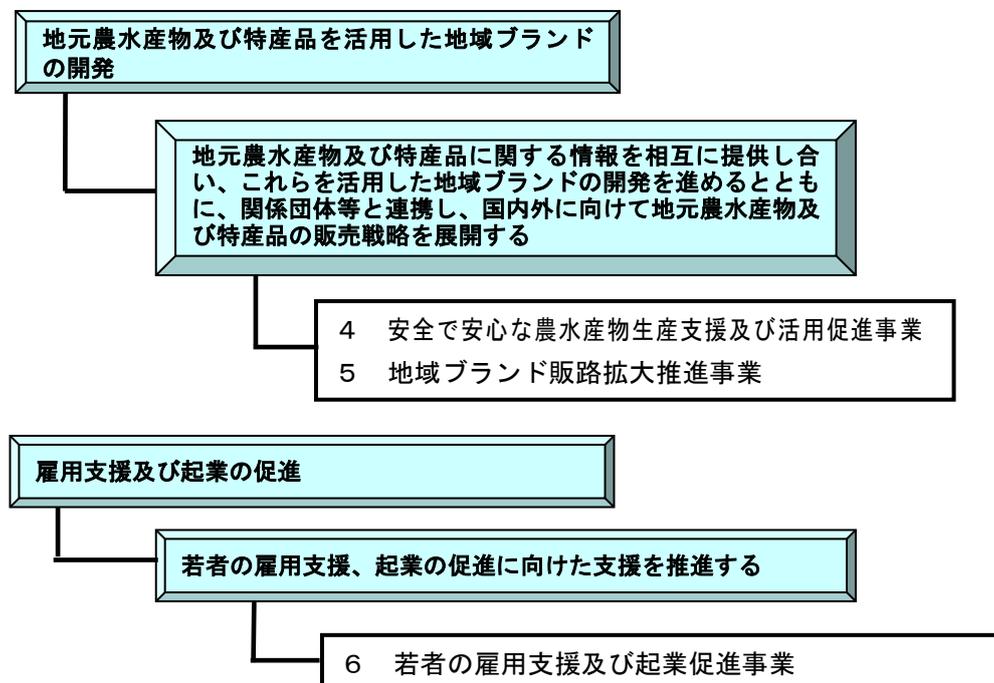
7 将来像実現に向けた具体的な取組

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

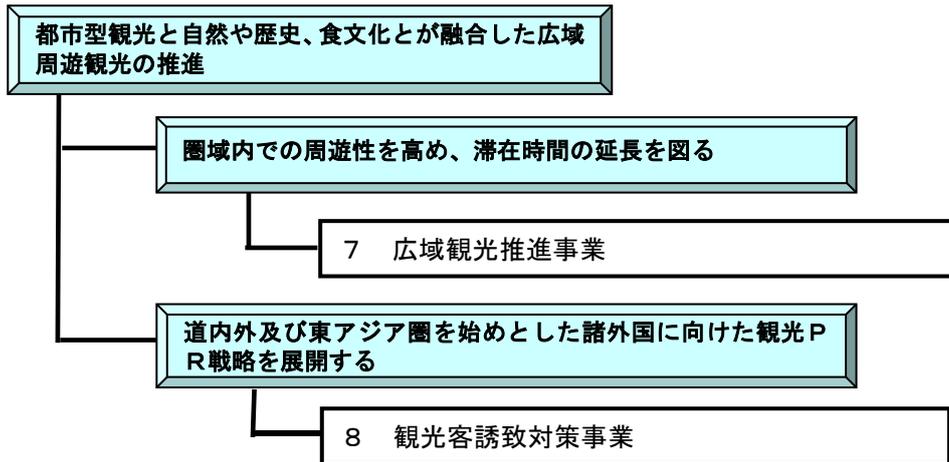
① 医療



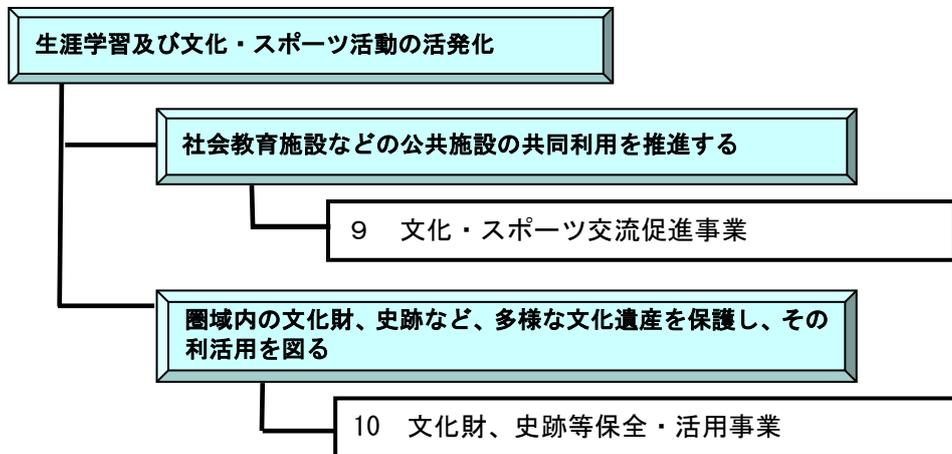
② 産業振興



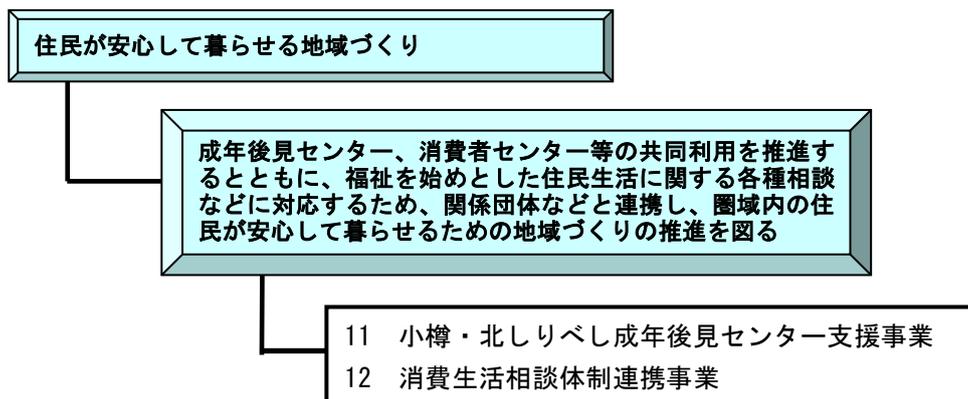
③ 広域観光



④ 教育

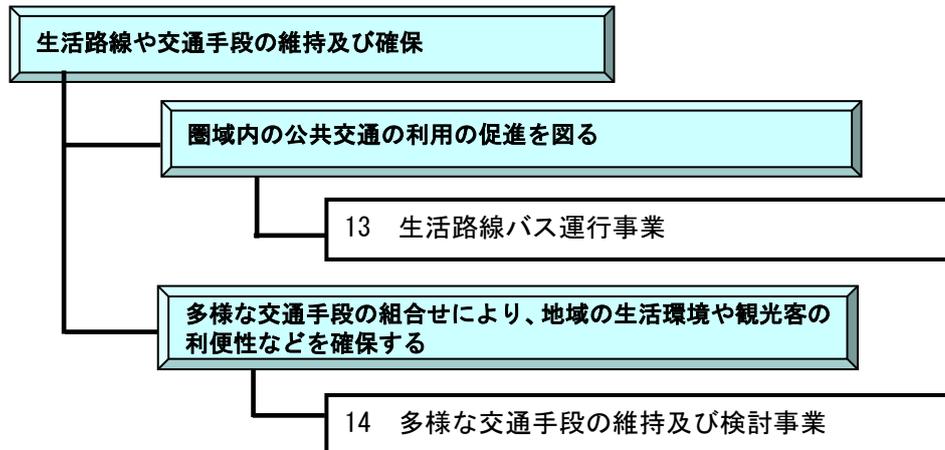


⑤ 福祉・安心な暮らし

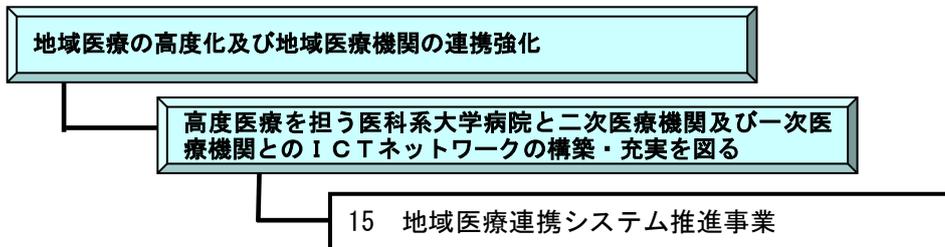


(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

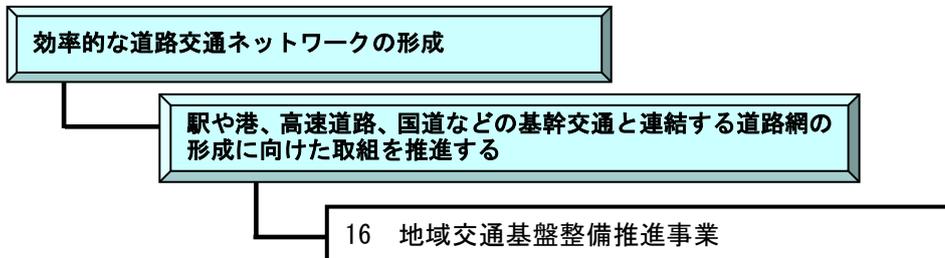
① 地域公共交通



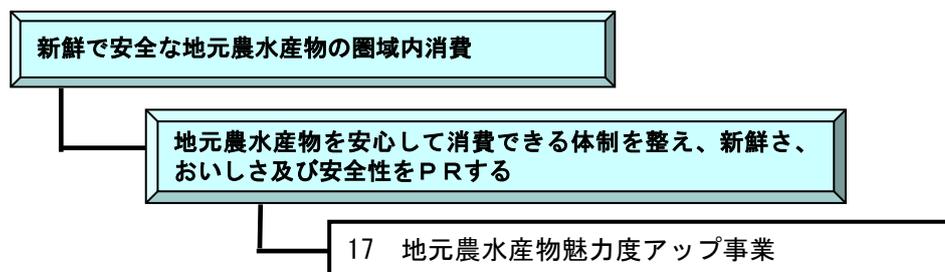
② 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備



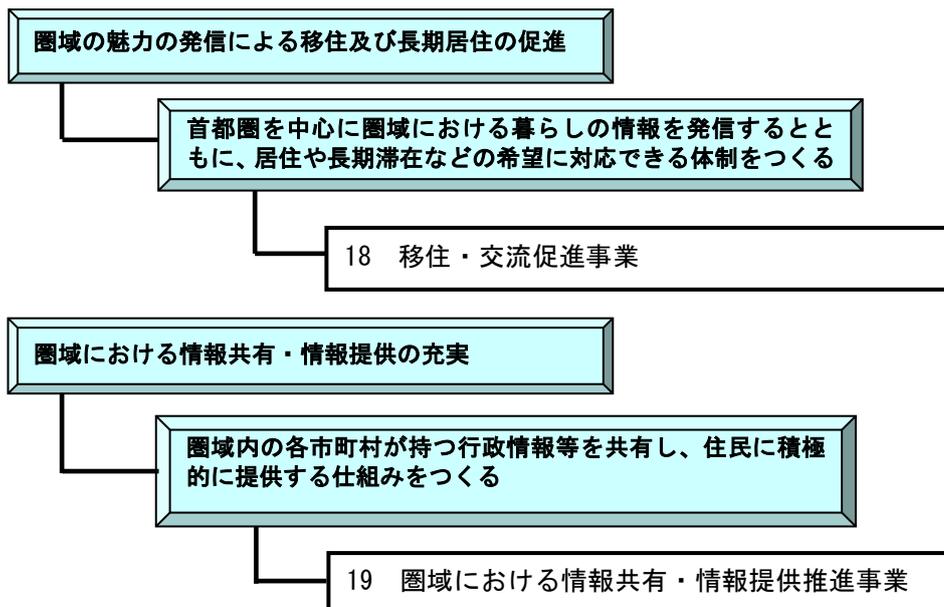
③ 道路等の交通インフラの整備



④ 生産者と消費者との連携による地産地消

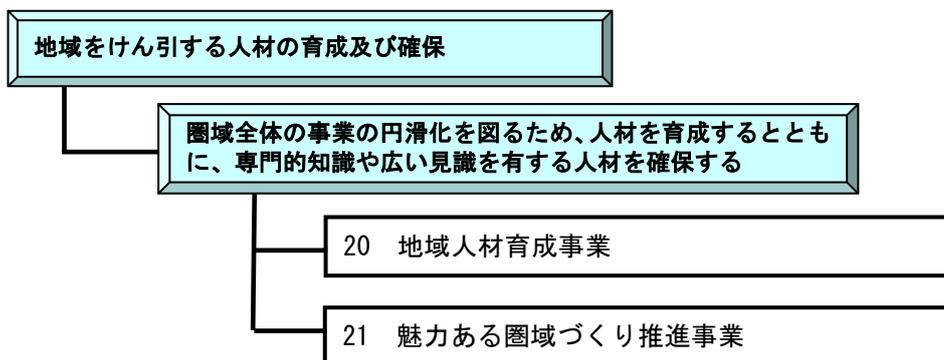


⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住

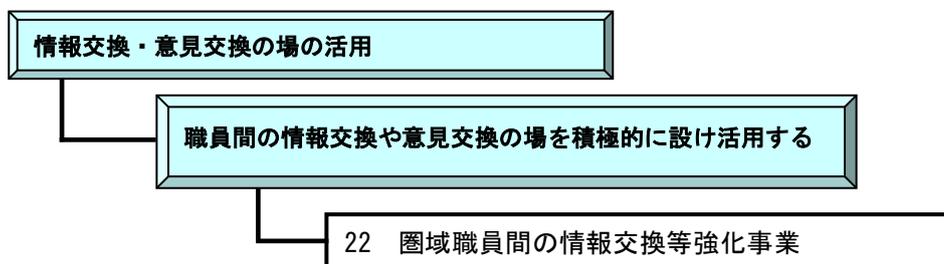


(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材の育成



② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用



1 生活機能の強化に係る政策分野

医療

— 医療機関の機能分化及びネットワーク化 —

1 初期救急医療体制の維持・確保事業

圏域内の初期救急医療体制の維持に努めるとともに、住民が適切に利用できるための救急医療の啓発を行います。

2 小児救急及び周産期医療体制支援事業

小樽市は、小児救急に対する医療の確保に対し支援を行うとともに、圏域全体で、周産期医療体制の維持を図るための支援を行います。

3 地域医療連携推進事業

住民が安心して暮らせるために、地域の医療機関の維持に努めるとともに、圏域内において、二次医療まで、おおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指し、医療機関のネットワーク化を図ります。



産業振興

— 地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 —

4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業

魅力あふれる農水産物の安定生産を図り、付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出、札幌圏や首都圏に対する情報発信を行います。



5 地域ブランド販路拡大推進事業

札幌圏を中心とした道内外での物産フェアに参加し、地元の安全・安心な農水産物の販路拡大を図ります。

また、海外への販路拡大に対する支援を行います。



— 雇用支援及び起業の促進 —

6 若者の雇用支援及び起業促進事業

圏域内の高等学校や企業と連携し、企業説明会やセミナー等開催し、圏域内での若者の雇用に結びつけるほか、企業希望者への支援やサポートを行います。

広域観光

— 都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 —

7 広域観光推進事業

圏域内の魅力ある観光資源を活用した新たな観光ルートの創出や札幌圏やクルーズ客船の乗船客に対する情報発信を行います。



8 観光客誘致対策事業

海外からの観光客誘致を進めるとともに観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化を図り、言葉の壁を意識することなく過ごせる体制づくりに取り組みます。



教育

— 生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 —

9 文化・スポーツ交流促進事業

圏域内の住民にとっての文化活動やスポーツ活動等の場の拡充を図るため、講座やイベントの情報を発信するとともに、施設の相互利用を進め、利便性の向上を図ります。

10 文化財、史跡等保全・活用事業

文化財、史跡や歴史的建造物などの維持・保存を図るとともに、地域資源として利活用を推進します。

福祉・安全な暮らし

— 住民が安心して暮らせる地域づくり —

11 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業

圏域内の住民の権利擁護の相談や市民後見人の育成を図ります。

12 消費生活相談体制連携事業

消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するため、圏域内の住民が消費者センターを共同利用し、消費生活に関する相談を受けられる体制を図ります。



2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域公共交通

— 生活路線や交通手段の維持及び確保 —

13 生活路線バス運行事業

圏域内の日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図るとともに、地域の実情に見合った圏域間の公共交通の在り方等について検討します。

14 多様な交通手段の維持及び検討事業

公共交通機関の経路・ダイヤで賄いきれない地域における交通手段の確保を図るとともに、多様な交通手段の活用について検討を行います。

ICTインフラ

— 地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 —

15 地域医療連携システム推進事業

地域医療における病院・診療所の連携を図るため、地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。

交通インフラ

— 効率的な道路交通ネットワークの形成 —

16 地域交通基盤整備推進事業

圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討します。



地産地消

— 新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 —

17 地元農水産物魅力度アップ事業

圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうための情報発信を行うとともに、商業施設等でのイベントの参加や地域の食材の活用を推進しながら、消費の拡大を図ります。

交流及び移住

— 圏域の魅力の発信による移住及び長期住居の促進 —

18 移住・交流促進事業

交流施設（温泉やキャンプ場など）の運営による圏域内外の住民との交流を図るとともに、首都圏等で開催されるイベントやホームページで、圏域内の暮らしの情報や就農者受入のための支援等の情報を発信し、移住促進に努めます。

— 圏域における情報共有・情報提供の充実 —

19 圏域における情報共有・情報提供推進事業

圏域市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民へ提供し、住民への周知浸透や交流を図ります。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成

— 地域をけん引する人材の育成及び確保 —

20 地域人材育成事業

小樽市のほか、各種民間団体や市内の高等教育機関が実施する講座やセミナーに圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図ります。

21 魅力ある圏域づくり推進事業

各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場として、「北しりべし住民会議（仮称）」の設置を図ります。

圏域内職員間の情報交換等

— 情報交換・意見交換の場の活用 —

22 圏域職員間の情報交換等強化事業

円滑な広域行政の推進のため圏域内職員間の情報交換等を行います。



8 共生ビジョンの改訂（第4次計画の策定）について

圏域における人口減少や少子高齢化などは、現行の共生ビジョン策定時からさらに進展しており、共生ビジョンの目的でもある「定住に必要な生活機能の確保・充実」、「産業振興を通じた自立に必要な経済基盤の整備」については、依然として大きな課題です。

このため、令和7年度以降も引き続き、圏域の市町村が協力・連携した取組を推進する必要があり、以下のとおり、共生ビジョンの改訂（第4次計画の策定）を行うものであります。

- (1) 計画年次は、令和7年度から令和11年度までの5か年とする。
- (2) 第3次計画（現行ビジョン：令和2年度～6年度）における圏域の課題及び実施事業についての検証を踏まえ、第4次計画において、継続するものや削除するもののほか、事業実施における課題等について検討し、改訂を行う。
- (3) 第4次計画の構成内容は、基本的に第3次計画を踏襲するものとするが、所要の見直しを行うものとする。
- (4) 策定の流れ・スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

	改訂素案の作成	改訂案の作成	ビジョン（第4次計画）の決定	ビジョンの公表等
～11月	・各市町村での実施事業の検証、改訂素案づくり ・実務者会議			
12月		・懇談会で検討 ・各市町村で協議 ↓ ・改訂案の作成		
(R7年) 1月		パブリックコメント		
2・3月			・各市町村で協議 ・ビジョン決定	公表等

【 懇談会の委員構成等について 】

共生ビジョンの改訂に当たり、国の「定住自立圏構想推進要綱」に基づく『中心市が設置する協議・懇談の場』として、「北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会」を設置する。

この懇談会は、定住自立圏形成協定及び現行の共生ビジョンに基づき連携する政策分野のうち、ビジョン改訂に当たって重点的な協議が必要と考えられる、「医療」、「産業振興」、「広域観光」、「福祉・安心な暮らし」、「地域公共交通」等に関連する分野の代表者や地域の関係者等で構成する。